

平成29年7月 大雨災害

— 被害を受けられた皆様へ —

秋田県横手市

【Ver.1 H29.7.28】

目 次

相談の窓口	2
被害調査・り災証明書・り災届出証明書の発行	3
災害ごみ等の取り扱い	6
給付等制度	9
見舞金	9
共済	10
貸付制度	11
市営住宅	11
減免等制度	12
市民生活関係(戸籍全部事項証明書等)	12
市民生活関係(課税に関する証明書等)	13
温泉入浴	14
介護保険	15
国民年金保険料	16
国民健康保険	17
後期高齢者医療制度	18
国民健康保険税等	19
固定資産税	21
市税徴収	22
上下水道	23
農業関係の制度	24
園芸作物の災害復旧対策支援補助金	24
横手市農業経営安定化対策資金(マル農)利子補給補助金・自然災害型	25
農地及び農業用施設災害復旧事業補助金	26
農作物の被害に関するご相談	26
農地・圃場・山林・林道の被害に関するご相談	26
その他の市の制度	27
衛生に関するご相談、健康、上下水道(濁り水・断水)に関するご相談等	27
他団体の制度	29
ボランティア(横手市社会福祉協議会)	29
県税等(秋田県)	31
住宅リフォーム(秋田県)	34
運転免許証(警察署)	35

● **概要**

- この度の大雨災害の総合的な相談窓口となります。
- 様々な制度につきまして、次ページ以降に大まかな概要を記載しております。
- 詳しくは、各制度の下方に記載しております「問合せ先」に、ご相談いただけますよう、よろしくお願いいたします。

【本庁】

【相談の総合窓口】	
担当課	電話番号
危機管理課	0182-35-2195

【地域局】

【地域の総合窓口】	
担当課	電話番号
横手地域課	0182-32-2701
増田地域課	0182-45-5510
平鹿地域課	0182-24-1111
雄物川地域課	0182-22-2111
大森地域課	0182-26-2111
十文字地域課	0182-42-5111
山内地域課	0182-53-2111
大雄地域課	0182-52-2111

被害調査・り災証明書・り災届出証明書の発行

● 概要

被害を受けた家屋の調査に基づき、建物所有者または当該建物に居住されている方に、「り災証明書」または「り災届出証明書」を発行いたします。

保険の請求や各種制度ご利用の際に、必要とされる証明書となります。

- 申請に必要なもの
 - ・ 「り災証明願」または「り災届出証明願」
※書類は、下記窓口にあります。
 - ・ 印鑑、本人確認書類（自動車運転免許証など）
※水害により喪失された方は担当までご相談ください。
 - ・ 被害を受けた家屋等の写真

○ 申請・発行・受け取り・問合せ場所

【本 庁】（申請・発行・受け取り・問合せ）

税務課 ☎ 0 1 8 2 - 3 2 - 2 7 6 7

【地域局】（申請・受け取り・問合せ）

横手地域課 ☎ 0 1 8 2 - 3 2 - 2 7 0 1

増田地域課 ☎ 0 1 8 2 - 4 5 - 5 5 1 0

平鹿地域課 ☎ 0 1 8 2 - 2 4 - 1 1 1 1

雄物川地域課 ☎ 0 1 8 2 - 2 2 - 2 1 1 1

大森地域課 ☎ 0 1 8 2 - 2 6 - 2 1 1 1

十文字地域課 ☎ 0 1 8 2 - 4 2 - 5 1 1 1

山内地域課 ☎ 0 1 8 2 - 5 3 - 2 1 1 1

大雄地域課 ☎ 0 1 8 2 - 5 2 - 2 1 1 1

- 申請・発行の時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
※税務課、横手地域課、雄物川地域課、大森地域課、大雄地域課においては、平成29年7月29、30日(土・日)も午前9時から午後4時まで、申請受け付け・発行業務を行います。

○ 証明書発行までの流れ

被害を受けた方が市役所（上記記載）に連絡・申請 ⇒ 被害調査 ⇒ 証明書発行

※「り災証明書」「り災届出証明書」は、調査が完了した家屋から順次、発行します。

○ 「り災証明書」と「り災届出証明書」の違い

【り 災 証 明 書】＝災害にあった居宅・併用住宅で、市が状況を確認できる場合

【り災届出証明書】＝非住宅（車庫等）、動産等で、市が状況を確認できない場合

り 災 証 明 願

平成 年 月 日

横手市長 高橋 大 様

申請者	住 所	_____
	氏 名	_____ ⑩
	現在の 住 所	_____
	連絡先 電 話	_____
代理人	住 所	_____
	氏 名	_____ ⑩
	電 話	_____
	申請者との関係	_____

下記事項について証明願います。

り 災 日 時 及 び り 災 理 由	平成29年7月22日・23日の集中豪雨による			
り 災 家 屋 等 の 所 在 地	横手市			
建 物 の 種 別	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者: _____) <input type="checkbox"/> 貸家			<input type="checkbox"/> 非住宅
	り 災 世 帯 の 構 成 員 ※り 災 当 時 の も の	氏 名	続 柄	性 別
			男 ・ 女	
			男 ・ 女	
			男 ・ 女	
			男 ・ 女	
			男 ・ 女	

太枠の中を記入してください。

※ ここからは記入しないでください。

り 災 証 明 書

被 害 の 程 度	<input type="checkbox"/> 全壊	
	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	
	<input type="checkbox"/> 半壊	
	<input type="checkbox"/> 一部破損	
	<input type="checkbox"/> 床上浸水	
	<input type="checkbox"/> 床下浸水	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

横手市長 高橋 大

様式第2号(第3条関係)

り災届出証明願

年 月 日

横手市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

年 月 日の 大雨被害 により、次のとおりり災の状況を届出した

ことを証明願います。

1 り災物件	
2 り災場所	
3 り災状況	
4 添付書類	位置図

上記のとおりり災の届出があったことを証明します。

年 月 日

横手市長

印

災害ごみ等の取り扱い

● 大森地域

仮置き場を設置いたしましたので、災害ごみは仮置き場へ搬入してください。

- 仮置き場の場所 大森町松原団地内松原公園（通称おまつり広場）
- 受入期間 平成29年8月2日（水）以降は搬入許可証が必要となります。
- 受入時間 午前9時～午後5時
- 搬入可能なごみ
 - ・ 水害で被災した家庭及び事業所の水濡れ損のごみ
 - ・ 漂着ごみ
 - ・ 復旧するために捨てなければならないごみ

※基本的には上記のすべてのごみを対象といたしますが、農薬や事業所で使用する薬品類は市で処分できず、持ち込むことはできません。購入先にご相談ください。

※生ごみや紙おむつ等、衛生上適当でないものは、通常の回収にお出してください。また、スプレー缶やカセットボンベについても同様となります。

○ ごみの分別

草・土砂、流木（太い木材）、家電製品、その他（家具、家財、布団、衣類、ガラス、せともの、金物類）に分けて搬入くださいますようお願いいたします。

特に、その他ごみの中で金物類については出来るだけ分けて搬入してください。

○ 仮置き場までの運搬

搬入される方のご負担でお願いします。

○ 仮置き場以外への搬入

「クリーンプラザよこて」に個別に搬入した場合は、災害関連のごみでありましても手数料が発生いたします。できるだけ仮置き場へお持ち込みください。

※仮置き場閉鎖後の災害ごみの取り扱いは現在、検討中です。

問合せ先

【大森市民サービス課】 ☎ 0182-26-2115

● 横手地域

家屋が浸水して使われなくなった家財道具などは、横手地域局発行の「災害ゴミ搬入許可証」により、「クリーンプラザよこて」内仮置き場に無料で搬入いただけます。

流れてきた泥や木などは、市で回収しますので、集積所の横に出し、横手地域局横手地域課へ連絡してください。

- 仮置き場の場所 「クリーンプラザよこて」内仮置き場
- 期間 現在調整中
- 受入れ時間 月曜日から土曜日 午前8時30分～午後4時30分
 - 7月30日(日)のみ 午前8時30分～午後4時30分
- 仮置き場への搬入
 - ・横手地域局または横手地域内各公民館で、「災害ゴミ搬入許可証」を発行いたします(平日のみ発行します。ただし、7月29日(土)、30日(日)は横手地域局でのみ発行いたします)。
 - ・許可手続きが済みましたら直接、「クリーンプラザよこて」内仮置き場に搬入してください(搬入にあたっては、クリーンプラザよこて係員の指示に従ってください)。

災害ゴミ搬入許可証 (チケット型)

No 1

災害ゴミ 搬入許可証



許可期間 発行日から一週間

横手市まちづくり推進部横手地域課



搬入場所は

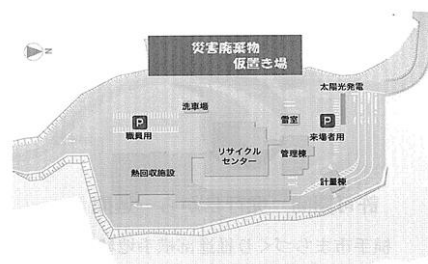
クリーンプラザよこてです。

搬入時間：午前8時30分から午後4時30分まで

搬入日：月曜日～土曜日

※7月30日(日)のみ

午前8時30分から午後4時30分まで可



お問い合わせ先
横手市まちづくり推進部横手地域課
0182-32-2701

- 泥、流木の取り扱い
 - ・泥等は土のう袋等に入れて、ごみ集積所の横にまとめて置いてください。
 - ・流木等、袋に入らないものは、縛るなどしてまとめてください。
 - ・7月31日(月)までに集積所へ出してください。また、横手地域局への集積所番号の連絡につきましても、忘れずにお問い合わせください。

問合せ先

【横手地域課 (消防署隣り)】

☎ 0182-32-2701

● その他の地域

災害ごみの処理につきましては、お住まいの地域局までご相談ください。

・ 増田市民サービス課	☎0182-45-5514
・ 平鹿市民サービス課	☎0182-24-0007 (ゆとり館内)
・ 雄物川市民サービス課	☎0182-22-2156
・ 十文字市民サービス課	☎0182-42-5114
・ 山内市民サービス課	☎0182-53-2932
・ 大雄地域課	☎0182-52-2111

● し尿等汲み取りに関するご相談

水が流入し、緊急性の高い家屋につきましては、生活環境課までお気軽にご相談ください。

問合せ先	【市民生活部生活環境課】 ☎0182-35-2184
------	----------------------------

● 水洗トイレに関するご相談

問合せ先	【上下水道部下水道課】 ☎0182-35-2253
------	---------------------------

給付等制度

● 見舞金

家屋が床上浸水するなどの被害を受けた市民の方に、災害見舞金を支給いたします。

制度の名称	災害見舞金
制度の内容	この度の大雨により、家屋が床上浸水するなど、被害を受けた市民の方に、被害の状況に応じて5万円または3万円の災害見舞金を支給いたします。
利用できる方	<p>A. 横手市民の方で、現在、住んでいる住宅</p> <p>①土砂や竹木等の流入、堆積により、全壊もしくは半壊した場合…5万円</p> <p>②床上浸水した場合…3万円</p> <p>③半壊には該当しないが、土砂や竹木等の流入、堆積により、一時的に居住できなかつた場合…3万円</p> <p>B. 横手市民の方が所有し、固定資産課税台帳に登録されている建物で事務所、事業用建物（店舗等）等の用に供しているもの</p> <p>①土砂や竹木等の流入、堆積により、全壊もしくは半壊した場合…3万円</p> <p>※A-①とB-①が重複する場合は5万円となります。</p>
申請の方法	支給の方法が決定次第、お知らせいたします。 ※詳細は未定です。
申請書類	なし ※「り災証明書」（コピー可）など、被災状況がわかる書類をご提出いただく場合があります。
利用の時期	当面の間
問合せ先	【健康福祉部社会福祉課】 ☎0182-35-2132

● **共済**

共済に加入されている方が不慮の災害にあったとき、入院治療期間につき共済金が支給されます。

制度の名称	不慮の災害共済						
<p>制度の内容</p>	<p>共済に加入されている方が不慮の災害にあったとき、入院治療期間につき共済金が支給されます。 通院治療期間は対象になりません。</p> <p>【Ⅰ 共済金の額】</p> <table border="1" data-bbox="432 728 1399 938"> <tr> <td data-bbox="432 728 836 797">入院（1日当たり）＝※</td> <td data-bbox="836 728 1399 797">1,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 797 836 866">死亡された場合</td> <td data-bbox="836 797 1399 866">600,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 866 836 938">後遺障害を負われた場合</td> <td data-bbox="836 866 1399 938">300,000円～600,000円</td> </tr> </table> <p>※入院の場合の最低保障額＝15,000円、支払上限額11万円</p> <p>【Ⅱ 不慮の災害とは…】 急激かつ偶然の外来の事故による死傷をいいます。 例えば、道路上でないため交通事故にならなかった自動車等による事故、作業中の事故、スポーツ中の事故、地震や火災、風水害などによる災害がこれにあたります。</p>	入院（1日当たり）＝※	1,100円	死亡された場合	600,000円	後遺障害を負われた場合	300,000円～600,000円
入院（1日当たり）＝※	1,100円						
死亡された場合	600,000円						
後遺障害を負われた場合	300,000円～600,000円						
<p>利用できる方</p>	<p>共済に加入されている不慮の災害にあった方</p>						
<p>申請の方法</p>	<p>地域づくり支援課または各地域局地域課にご相談ください。</p>						
<p>申請書類</p>	<p>共済金を請求するときに必要な書類は、地域づくり支援課または各地域局地域課にあります。</p>						
<p>利用の時期</p>	<p>【請求できる期間】 災害が発生した日から2年以内となります。</p>						
<p>問合せ先</p>	<p>【まちづくり推進部地域づくり支援課】 ☎0182-35-2266</p>						

貸付制度

● 市営住宅

被災された方は、市営住宅へ短期入居することができます。

制度の名称	市営住宅への短期入居
制度の内容	<p>床上浸水などで自宅に居住することが困難となった方が、市営住宅の一部の空家に短期入居できる制度となります。</p> <p>【入居期間】 最大3か月 【利用料金】 無料（光熱水費等は入居者負担となります） 【入居条件】 通常の入居の場合に必要な要件（収入、同居親族等）は、入居の条件とはいたしません。 ※詳しくは、チラシをご覧ください。</p>
利用できる方	<p>大雨被害により住宅に居住することが困難な市民の方 ※住宅の「り災証明書（床上浸水等）」があることが条件となります。</p>
申請の方法	<p>建築住宅課または大森地域局地域課産業建設係へ下記申請書類を提出してください。</p>
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産使用許可申請書 ・誓約書 ・り災証明書（コピー可） ・入居される方全員分の住民票
利用の時期	<p>【第1次申請締切日】 7月31日（月）17時まで 【第2次申請締切日】 8月 3日（木）17時まで</p>
問合せ先	<p>【建設部建築住宅課】 ☎0182-35-2224 【大森地域課産業建設係】 ☎0182-26-2116</p>

減 免 等 制 度

● 市民生活関係(戸籍全部事項証明等)

被災による様々な手続きに必要な「戸籍全部事項証明(謄本)」「印鑑登録証明」「住民票の写し」等の手数料を免除いたします。

制度の名称	市民生活関係の手数料の免除
制度の内容	免除する事項 横手市手数料条例別表2に定める事項 戸籍全部事項証明(謄本) 戸籍個人事項証明(抄本) 戸籍記載事項証明書 除籍全部事項証明 除籍個人事項証明 除籍記載事項証明書 戸籍届出の受理証明書 届出書閲覧 印鑑登録証の交付 印鑑登録証の再交付 印鑑登録改印 印鑑登録証明 住民票の写し 住民票記載事項証明 戸籍の附票の写し 身分に関する証明 住民基本台帳の閲覧 広域交付住民票の交付 通知カードの再交付 個人番号カードの再交付 自動車の臨時運行の許可
利用できる方	被災された方
申請の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・被災を原因とする手続き内容の申出 ・窓口での申請書への記入 ※市民課または各地域局市民サービス課にご相談ください。

申請書類	【窓口での本人確認書類】 ・運転免許証、個人番号カードなど、顔写真付きのものは1点 ・健康保険証、介護保険証、年金証書など、顔写真付きでないものは2点 ※水害により喪失された方は、担当課までご相談ください。
利用の時期	当面の間
問合せ先	【市民生活部市民課】 ☎0182-35-2176

● **市民生活関係(課税に関する証明等)**

被災による様々な手続きに必要な「課税に関する証明」「資産に関する証明」等の手数料を免除いたします。

制度の名称	市民生活関係の手数料の免除
制度の内容	免除する事項 営業に関する証明 課税に関する証明 所得に関する証明 資産に関する証明 住宅用家屋の認定 固定資産課税台帳の閲覧 土地台帳又は家屋台帳の閲覧 固定資産課税台帳兼名寄帳の写し 公図の写し 納税に関する証明 介護保険料の納付に関する証明
利用できる方	被災された方
申請の方法	・被災を原因とする手続き内容の申出 ・窓口での申請書への記入 ※税務課または各地域局市民サービス課にご相談ください。

申請書類	【窓口での本人確認書類】 ・運転免許証、個人番号カードなど、顔写真付きのものは1点 ・健康保険証、介護保険証、年金証書など、顔写真付きでないものは2点 ※水害により喪失された方は、担当課までご相談ください。
利用の時期	当面の間
問合せ先	【市民生活部税務課】 ☎0182-32-2510

● 温泉入浴

被災された方や災害ボランティアの方が温泉施設を利用した場合は、入浴料を免除いたします。

制度の名称	大雨被災者及び災害ボランティア温泉入浴料の無料化
制度の内容	<p>大雨災害により自宅のお風呂が使えないなど、入浴ができなくなった方や、災害ボランティアとして活動された方の入浴料（日帰り分）を無料といたします。</p> <p>○ 利用できる温泉施設 【大森地域】「さくら荘」「大森健康温泉」 【雄物川地域】「雄川荘」「えがおの丘」「ゆとりおん大雄」</p>
利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨災害により被災し、入浴できない方 ・この度の災害に関し、ボランティア活動をされた方
申請の方法	各温泉施設の窓口において、「被災されたこと」、または「ボランティア活動をしたこと」を口頭でお申し出ください。
申請書類	なし
利用の時期	7月29日（土）～8月4日（金）
問合せ先	【健康福祉部社会福祉課】 ☎0182-35-2132

● 介護保険

介護保険の利用者負担額を減額、免除いたします。

制度の名称	介護保険利用者負担額の減免
制度の内容	大雨災害により自宅の家屋が損害した被保険者が介護サービスを利用した際に、その利用者負担額（1割または2割）を減額・免除いたします。
利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨災害により自宅の家屋が損害し、り災証明書によって「半壊」「全壊」「床上浸水」に該当された方 ※災害時に施設サービス等を利用している方は除きます。
申請の方法	高齢ふれあい課または各地域局市民サービス課で窓口申請できるほか、郵送申請も受け付けております。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・横手市介護保険利用者負担額減額・免除申請書及び同意書 ・り災証明書（コピー可）
利用の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・減免対象は7月～9月利用分となります。 ・申請期限は8月末日となります。
問合せ先	【健康福祉部高齢ふれあい課】 ☎ 0 1 8 2 - 3 5 - 2 1 3 4

● 国民年金保険料

天災等で被災され、保険料を納付することが著しく困難な場合は、申請により国民年金保険料の免除や納付猶予を受けることができます。

制度の名称	国民年金保険料の免除等
制度の内容	<p>国民年金保険料（第1号被保険者の保険料）については、風水害等の災害により大きな被害を受け納付が困難な場合に、申請をして承認されると、保険料の全額または一部が免除される制度があります。</p> <p>対象となる災害は、震災・風水害・火災その他これらに類する災害で、被保険者本人・配偶者・世帯主所有に係る住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格の概ね1/2以上の損害を受けた場合が対象となります。</p>
利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・被災された方（国民年金第1号被保険者である本人・配偶者・世帯主） <p>※ただし、学生は除きます。</p>
申請の方法	<p>申請に必要な書類を、国保年金課または各地域局市民サービス課の年金担当へ提出してください。</p>
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除 ・納付猶予申請書 ・り災証明書（原本） <p>…ほか</p>
利用の時期	<p>【免除期間】</p> <p>事由の生じた月の前月から通常免除期間終了月（翌年の6月）</p> <p>※ただし、保険料納付済の期間や一部免除の承認期間は認められません。</p>
問合せ先	<p>【市民生活部国保年金課】 ☎ 0 1 8 2 - 3 5 - 2 1 8 6</p>

● 国民健康保険

天災等で被災され、医療費の窓口一部負担金について、支払いが困難と認められる場合、申請により減額、免除または徴収猶予ができる場合があります。

制度の名称	国民健康保険一部負担金の減額、免除、徴収猶予
制度の内容	<p>震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、資産に大きな被害を受け支払いが困難な場合に、申請をして承認されると、医療費の一部負担金の減額や免除、または徴収猶予ができることがあります。</p> <p>【一部負担金の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の価格の4/10以上5/10未満の損害を受けたとき…5割 ・資産の価格の5/10以上の損害を受けたとき…10割 <p>【一部負担金の徴収猶予】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の価格の3/10以上の損害を受けたとき
利用できる方	国民健康保険に加入している被災された方
申請の方法	申請に必要な書類を、市役所本庁の国保年金課または各地域局市民サービス課の国保担当へ提出してください。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金減免申請書または一部負担金徴収猶予申請書 ・同意書 ・世帯構成、収入等申告書 ・り災証明書（コピー可） ・預貯金通帳（一部負担金減免申請の場合） ・印鑑（スタンプ印以外） <p style="text-align: right;">…ほか</p>
利用の時期	<p>【一部負担金の減免】 申請日から3か月以内</p> <p>【一部負担金の徴収猶予】 申請日から6か月以内</p>
問合せ先	【市民生活部国保年金課】 ☎0182-35-2186

● 後期高齢者医療制度

天災等で被災され、医療費の窓口一部負担金について、支払いが困難と認められる場合、申請により減額、免除または徴収猶予ができる場合があります。

制度の名称	後期高齢者医療一部負担金の減額、免除、徴収猶予
制度の内容	<p>震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他財産に大きな被害を受け支払いが困難な場合に、申請をして承認されると、医療費の一部負担金の減額や免除、または徴収猶予ができることがあります。</p> <p>【一部負担金の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の価格の3/10以上5/10未満の損害を受けたとき…5割 ・資産の価格5/10以上の損害を受けたとき…10割 <p>【一部負担金の徴収猶予】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得や財産等の状況により審査、判定
利用できる方	後期高齢者医療保険に加入されている被災された方
申請の方法	申請に必要な書類を、市役所本庁の国保年金課または各地域局市民サービス課の後期高齢者担当へ提出してください。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金減免及び徴収猶予申請書 ・収入等申告書 ・同意書 ・り災証明書（コピー可） ・預貯金通帳（一部負担金減免申請の場合） ・印鑑（スタンプ印以外） <p style="text-align: right;">…ほか</p>
利用の時期	<p>【一部負担金の減免】 申請日から6か月以内</p> <p>【一部負担金の徴収猶予】 申請日から6か月以内</p>
問合せ先	【市民生活部国保年金課】 ☎0182-35-2186

● **国民健康保険税等**

天災等で被災され、徴収猶予を行ってもなお納付が困難と認められる場合、申請により、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を減免できる場合があります。

制度の名称	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免
制度の内容	<p>【軽減または免除の割合】</p> <p>■被保険者又はその属する世帯の世帯主等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき</p> <p>1 住宅又は家財の損害の程度が10分の3以上(※)10分の5未満のとき。</p> <p>(1) 前年の合計所得金額が500万円以下の者…2分の1</p> <p>(2) 前年の合計所得金額が750万円以下の者…4分の1</p> <p>(3) 前年の合計所得金額が1,000万円以下の者…8分の1</p> <p>※=住宅又は家財の損害の程度が10分の3以上とは、床上浸水以上を想定しています。</p> <p>2 住宅又は家財の損害の程度が10分の5以上のとき。</p> <p>(1) 前年の合計所得金額が500万円以下の者…全部</p> <p>(2) 前年の合計所得金額が750万円以下の者…2分の1</p> <p>(3) 前年の合計所得金額が1,000万円以下の者…4分の1</p> <p>■農作物の被害によるとき</p> <p>①国保・介護</p> <p>農作物の被害額の合計が、平年における農作物による収入額の合計の</p> <p>10分の3以上のとき。</p> <p>(1) 前年の合計所得金額が300万円以下の者 (国保は、所得割のうち農業所得に係る額(以下同じ)) …10分の10</p> <p>(2) 前年の合計所得金額が400万円以下の者…10分の8</p> <p>(3) 前年の合計所得金額が550万円以下の者…10分の6</p> <p>(4) 前年の合計所得金額が750万円以下の者…10分の4</p> <p>(5) 前年の合計所得金額が1,000万円以下の者…10分の2</p> <p>②後期</p> <p>前年の収入金額との減少の割合による。</p> <p>(1) 無収入…10分の10</p> <p>(2) 3分の2以上…10分の5</p> <p>(3) 2分の1以上…10分の3</p>

利用できる方	浸水被害により上記に該当する方で、納期限が未到来の保険税（料）がある方。
申請の方法	税務課または各地域局市民サービス課に申請書類を提出してください。 ※納期限7日前までの申請が必要です。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減免申請書 ・ り災証明書（コピー可） ・ 保険金交付通知（受け取り保険金がある場合） …ほか
利用の時期	被災された年度の保険税（料）
問合せ先	【市民生活部税務課保険税係】 ☎ 0 1 8 2 - 3 2 - 2 5 1 0



● 固定資産税

天災等で被災され、著しく価値を減じた固定資産について、減免ができる場合があります。

制度の名称	固定資産税の減免
制度の内容	<p>災害（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害）により、被害を受けた固定資産（農地又は宅地、家屋、農地又は宅地以外の土地、償却資産）につき、申請をして承認されると減免できる場合があります。</p> <p>【減免の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（農地又は宅地） 10分の10から10分の4 <ul style="list-style-type: none"> （1）被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき （2）被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。 （3）被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。 （4）被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。 ・（家屋） 10分の10から10分の4 <ul style="list-style-type: none"> （1）全壊、全焼、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。 （2）主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき。 （3）屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。 （4）下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたとき。 ・（農地又は宅地以外の土地） 農地又は宅地に準ずる。 ・（償却資産） 家屋に準ずる。
利用できる方	被災された方（納税義務者）
申請の方法	税務課または各地域局市民サービス課に申請書類を提出してください。

申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税減免申請書 ・り災証明書（コピー可） ・印鑑（スタンプ印以外） <p style="text-align: right;">…ほか</p>
利用の時期	納期限前7日までに、書類を提出してください。
問合せ先	【市民生活部税務課資産税係】 ☎0182-32-2767

● 市税徴収

市税等の徴収を猶予し、分割納付とすることができます。

制度の名称	市税の徴収猶予（市・県民税、固定資産税、軽自動車税等）
制度の内容	<p>納税者または特別徴収義務者が、その財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受けた場合、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができます。</p> <p>この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、または納入すべき期限を定めることができます。</p> <p>なお、徴収猶予の期間は原則1年ですが、納税者等が1年以内に納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その徴収猶予する期間を2年以内とすることができます。</p>
利用できる方	被災された方（納税義務者又は特別徴収納税義務者）
申請の方法	<p>納税相談</p> <p>※事前に収納課に相談日時を連絡してください。</p>
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予申請書 ・り災証明書（コピー可） <p>※納税相談の際に、印鑑をお持ちください。</p>
利用の時期	随時
問合せ先	【市民生活部収納課】 ☎0182-32-2518

● 上下水道

被災に伴って清掃等に使用した水道・下水道の水量を減免（上下水道料金等の減免）します。

制度の名称	上下水道料金等の減免
制度の内容	<p>この度の大雨による被災に伴って、清掃等に使用した水道水等の水量を減免します。</p> <p>ただし、減免水量は、り災日を含む検針月の使用水量が前3か月の平均使用水量を超えた場合の差となるため、必ず減免になるものでないことをご承知ください。</p>
利用できる方	<p>この度の大雨により被災した家屋で、水道または下水道（公共下水道または集落排水施設）を利用されている方</p>
申請の方法	<p>【申請手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各地域課から次の用紙をもらってください。 <ol style="list-style-type: none"> ①「り災証明願」または「り災届出証明願」 ②「水道使用水量等の減免申請書」 2. 「り災証明願」または「り災届出証明願」に記入し、地域課へ提出してください。 3. 申請先の地域課から「り災証明」または「り災届出証明」を受け取ってください。 4. 「水道使用水量等の減免申請書」に記入し、「り災（届出）証明」を添えて地域課へ申請してください。 5. 減免の可否については、水道お客様センターから通知が届きます。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・水道使用水量等の減免申請書 ・添付書類：「り災証明」または「り災届出証明」（写しでも可）
利用の時期	<p>り災日を含む次回直近の検針により使用水量を確認いただき、水道使用水量等が例月より多いと判断される場合に、手続きをお願いいたします。</p>
問合せ先	<p>【上下水道部経営管理課】 ☎ 0182-35-2251</p>

農 業 関 係 の 制 度

● 園芸作物の災害復旧対策支援補助金

被災した園芸作物等について、大雨に起因して行った病害虫防除に係る費用の一部を支援します。

制度の名称	園芸作物災害復旧対策支援事業
制度の内容	<p>この度の大雨災害により被害を受けた園芸作物等について、生産維持のため災害に起因して使用した病害虫防除薬剤に係る費用の一部を助成します。</p> <p>○補助対象事業費 被災した対象作物について、今年度の出荷をするために被災後に散布した病害虫防除薬剤に係る費用</p> <p>○補 助 率 補助対象事業費（税抜）の1／2以内。</p> <p>○助成限度額 10a当たり 15,000円</p>
対象作物	西瓜・きゅうり・トマト・枝豆・アスパラガス・花き・ネギ・ほうれん草等。
利用できる方	<p>対象作物を作付けしている販売農家・法人の皆様等</p> <p>※1 販売農家とは、概ね経営面積が30a以上か農産物販売額が50万円以上の農家の皆様といたします。</p> <p>※2 市税等の滞納がない方といたします。</p>
申請の方法	農林部農業振興課または各地域局地域課に、必要書類を添えて事業申込書を提出してください。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の申込書 ・申請対象物件が被災したことを証明するもの（り災証明書・被災写真等） ・購買明細書または見積書等の写し
利用の時期	<p>作物収穫後に散布実績に基づき、補助金を交付します。</p> <p>※事業完了後、「作業日誌」「購買明細」「領収書」などが必要になりますので、ご用意ください。</p>
問合せ先	【農林部農業振興課】 ☎0182-32-2112

● **横手市農業経営安定化対策資金(マル農)利子補給補助金・自然災害型**

大雨による農業被害を受けた方が、営農再開のために横手市農業経営安定化対策資金を借り受けた場合に、利子助成を行います。

制度の名称	横手市農業経営安定化対策事業（利子補給）
制度の内容	この度の大雨災害により被害を受けた農家の皆様が、営農の再開に伴う資金（運転資金）や機械・設備等に係る借入の償還に係る経費について、横手市農業経営安定化対策資金を活用し融資を受ける場合に、その利息について利子補給を行います。
金融機関	自然災害型は J A 秋田ふるさとのみの取り扱いになります。
利用できる方	市税等の滞納がない方
融資利率	1.5%（0.5%の利子補給あり） ※詳細は J A 秋田ふるさと各支店にご確認ください。
償還期限	10年以内（据置3年以内）
貸付限度額	個人のみ 200万円
申請書類	申請手続きは、マル農資金と同様ですが、自然災害型については申込時に、り災証明書が必要となります。
利用の時期	平成29年8月1日から平成30年3月31日まで
問合せ先	【農林部農業振興課】 ☎ 0182-32-2112

● **農地及び農業用施設災害復旧事業補助金**

大雨により、被災した農地や農業用施設の復旧費用について助成いたします。

制度の名称	農地及び農業用施設災害復旧事業
制度の内容	<p>この度の大雨災害により被災した、農地・農業用施設の復旧費用に対して助成します。</p> <p>補助率は、農地の復旧が50%、農業用施設の復旧が65%です。ただし、国庫補助事業に該当しない規模のもので、復旧費用5万円以上40万円未満が対象です。</p> <p>※規模が大きい被災箇所の復旧は国庫補助事業を活用することができます。 (国庫補助事業でも10%の自己負担が必要となります)</p>
利用できる方	<p>農地の所有者や水利組合は活用することができますが、土地改良区は補助金を受けることはできません。</p>
申請について	<p>まずは、被災写真と復旧見積書を持参しご相談ください。</p>
問合せ先	<p>【農林部農林整備課】 ☎0182-32-2114</p>

● **農作物の被害に関するご相談**

問合せ先	<p>【農林部農業振興課】 ☎0182-32-2112</p>
------	---------------------------------

● **農地・圃場・山林・林道の被害に関するご相談**

問合せ先	<p>【農林部農林整備課】 ☎0182-32-2114</p>
------	---------------------------------

その他の市の制度

● 衛生に関するご相談

床上・床下浸水被害にあわれた家屋の消毒を支援します。

制度の名称	浸水した家屋の衛生指導
制度の内容	<p>家屋等が浸水した時の衛生対策は、水道水等による洗浄で十分な場合と浸水の状況により、消毒が必要な場合があります。</p> <p>消毒の必要性の判断や消毒液の提供など、消毒作業に関し、一定の支援をしております。</p>
利用できる方	床下浸水・床上浸水等の被害を受けた方
申請の方法	お電話などで、健康推進課までご相談ください。
申請書類	なし
利用の時期	随時
問合せ先	【健康福祉部健康推進課】 ☎ 0 1 8 2 - 3 3 - 9 6 0 0

● 健康に関するご相談

市の保健師が、被災された皆様のお悩みをお聞きいたします。

制度の名称	健康相談
制度の内容	<p>健康推進課・各地域局市民サービス課の保健師が、健康相談をお受けいたします。災害等により、健康面や精神面で不安を感じておられる方は、お気軽にご相談ください。</p> <p>必要に応じて、訪問も行っております。</p>
利用できる方	ご相談されたい方

申請の方法	お電話などで、健康推進課または各地域局市民サービス課までご相談ください。
申請書類	なし
利用の時期	随時
問合せ先	【健康福祉部健康推進課】 ☎0182-33-9600

● **上水道(濁り水・断水)に関するご相談**

問合せ先	【上下水道部水道課】 ☎0182-35-2252
------	--------------------------

● **道路の堆積土砂に関するご相談**

問合せ先	【建設部建設課】 ☎0182-32-2406
------	------------------------

● **消火栓、ポンプ置場、消防水利の破損に関するご相談**

問合せ先	【消防本部警防課】 ☎0182-32-1246
------	-------------------------

● **義援金に関するご相談**

被災された方等に寄付したい方は、下記までご相談ください。

問合せ先	【総合政策部財政課】 ☎0182-35-2167
------	--------------------------

他 団 体 の 制 度

● ボランティア(横手市社会福祉協議会)

横手市社会福祉協議会では、横手市災害ボランティアセンターを開設しています。

制度の名称	災害ボランティアセンターに関すること
制度の内容	この度の大雨により、自らの力で復旧できない被災された方を支援するため、横手市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設しております。
利用できる方	<p>【Ⅰ 災害ボランティアの派遣を受けたい方】 この度の大雨により被災し、家屋内の泥出しや清掃、家財の搬出や整理などを、世帯自らで対応することが困難な方。</p> <p>【Ⅱ 災害ボランティア活動をしたい方】 横手市内に在住している方や市内の企業、団体、学校等に所属している方</p>
申請の方法	<p>【Ⅰ 災害ボランティアの派遣を受けたい方】 下記の間合せ先にご連絡の上、お名前、ご住所、ご希望の依頼内容（屋内外の清掃や片づけ、ゴミ出しなど）と人数、活動希望日などをお伝えください。</p> <p>【Ⅱ 災害ボランティア活動をしたい方】 活動希望日当日の午前8時30分から午前9時までにボランティアセンター大森支所が設置されている横手市役所大森庁舎にお越しください。詳しくは、横手市社会福祉協議会ホームページをご覧ください。 ※当面、大森地域における活動が主体となりますが、他地域での活動となる場合があります。</p>
申請書類	<p>【Ⅰ 災害ボランティアの派遣を受けたい方】 なし</p> <p>【Ⅱ 災害ボランティア活動をしたい方】 受付時、名簿など必要書類にご記入いただきます。</p>

利用の時期	<p>当面7月25日（火）から1週間程度を予定しています。 ※状況により変更となる場合があります。</p>
問合せ先	<p>【横手市社会福祉協議会】</p> <p>①災害ボランティアセンター大森支所 ☎0182-26-2888（FAX兼） ☎080-1656-5798</p> <p>※17時以降はFAXでの依頼をお願いいたします。</p> <p>②災害ボランティアセンター本部（卸町） ☎0182-36-5377</p>



● 県税等(秋田県)

地震、風水害、落雷、火災、雪害などの災害により事業用資産、家屋、自動車などに被害を受けられた方は、当該年度分の個人事業税、不動産取得税、自動車取得税などの税額のうち、災害を受けた日以後に納期限を迎えるもの（注）について、その被害の程度に応じて減免やあるいは納税や申告の期限の延長ができることとなっております。

このような県税の減免、あるいは期限の延長を受けるためには、一定の手続きが必要です。（注）既に納付しているものは対象となりません（不動産取得税又は自動車取得税の一部の要件を除く。）

詳細については、秋田県総合県税事務所 平鹿支所（☎0182-32-0595）にお問合わせください。

制度の名称	県税の減免等								
制度の内容	<p>【Ⅰ 申告等の期限の延長申請】</p> <p>被害を受けたことにより、当初の期限までに県税の申告、申請または納付などができない場合は、期限の延長を申請することができます。（延長できる期間は、おおむね災害が止んだ日から2か月以内までです。）</p> <p>【Ⅱ 個人事業税の減免制度】</p> <p>① 災害により棚卸資産、事業用固定資産等に被害を受けた場合で、損害の金額がその資産の価格の総額の10分の3以上で、個人の事業所得金額が1,000万円以下のとき。（秋田県県税条例第62条第1項第2号）</p> <p>② 災害により住宅又は家財に被害を受けた場合で、損害の金額がその資産の価格の総額の10分の3以上で、合計所得金額が1,000万円以下のとき。（秋田県県税条例第62条第1項第3号）</p> <p>（注）損害金額には、保険金等で補てんされる額は含まれません。</p> <p>減免される税額 上記①の場合</p> <table border="1" data-bbox="437 1823 1402 1995"> <thead> <tr> <th>事業所得金額</th> <th>事業税の減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額減免</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下</td> <td>2分の1を減免</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>4分の1を減免</td> </tr> </tbody> </table>	事業所得金額	事業税の減免額	500万円以下	全額減免	500万円超750万円以下	2分の1を減免	750万円超	4分の1を減免
事業所得金額	事業税の減免額								
500万円以下	全額減免								
500万円超750万円以下	2分の1を減免								
750万円超	4分の1を減免								

上記②の場合

事業所得金額	事業税の減免額
400万円以下	2分の1を減免
400万円超	4分の1を減免

減免を受けるための手続き

災害の止んだ日から1月以内に申請書に次の書類を添付して総合県税事務所へ提出してください。

- 市町村長等の発行する被災証明書

【Ⅲ 不動産取得税の減免制度】

減免の対象となる場合

- ① 災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を3年以内に取得したとき（秋田県県税条例第79条第1項第1号）
- ② 取得した不動産が取得してから1年以内に災害により滅失又は損壊したとき（秋田県県税条例第79条第1項第2号）

減免される税額

①の場合

滅失又は損壊した不動産の固定資産台帳に登録された価格に税率を乗じた額を限度として減額

②の場合

災害を受けた家屋の状態	不動産取得税の減免額
滅失または損壊したことにより家屋の全部を取り壊したとき	全額減免
損壊した家屋を取り壊さなかった場合	損壊の程度に応じて一定額を減免

減免を受けるための手続き

①の場合

不動産取得税の納期限までに申請書に次の書類を添付して総合県税事務所へ提出してください。

- 市町村長等の発行する被災証明書
- 滅失又は損壊した不動産の資産証明書

②の場合

災害の止んだ日から2月以内に申請書に次の書類を添付して総合県税事務所へ提出してください。

- 市町村長等の発行する被災証明書

【Ⅳ 自動車取得税の減免制度】

減免の対象となる場合

- ①災害により滅失又は損壊した自動車（②の適用を受けた自動車を除きます。）に代わる自動車を3月以内に取得したとき
（秋田県県税条例第115条第1項第6号）
- ②取得した自動車が取得してから1月以内に災害により滅失又は損壊したとき（秋田県県税条例第115条第1項第5号）

減免される税額

①の場合

滅失又は損壊した自動車の滅失又は損壊した日において課税標準となるべき価額に税率を乗じた額を減額

②の場合

全額減免

減免を受けるための手続き

①の場合

自動車取得税の納期限までに申請書に次の書類を添付して総合県税事務所へ提出してください。

- 市町村長等の発行する被災証明書
- 自動車の登録事項等証明書

②の場合

災害の止んだ日から3月以内に申請書に次の書類を添付して総合県税事務所へ提出してください。

- 市町村長等の発行する被災証明書
- 自動車の登録事項等証明書

【Ⅴ 徴収の猶予】

災害により財産に損害を受け、税額を一時に納付することができない場合に、1年以内（事情により最高2年まで）の期間に限り、徴収の猶予を受けられることがあります。徴収の猶予の申請は総合県税事務所納税部又は最寄りの支所までお問い合わせください。

利用できる方	被災された方（秋田県民税納税義務者）
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・り災証明書 ・その他必要書類
利用の時期	随時
問合せ先	【秋田県総合県税事務所 平鹿支所】 ☎ 0 1 8 2 - 3 2 - 0 5 9 5

● 住宅リフォーム(秋田県)

自然災害による住宅被害の復旧工事に要する費用の一部を支給いたします。

制度の名称	秋田県住宅リフォーム推進事業
制度の内容	<p>この度の大雨災害により損壊した家屋の復旧工事（リフォーム）費用の一部を支給いたします。</p> <p>なお、条件により、復旧工事以外の通常リフォームにも利用できる場合があります。</p> <p>工事に要する費用が50万円以上など一定の条件がありますので、詳しくは下記問合せ先までご連絡ください。</p>
利用できる方	損壊した住宅等をリフォームしたい方
申請の方法	秋田県平鹿地域振興局で手続きをお願いいたします。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・工事請負契約書または請書の写し ・工事内訳明細書の写し ・工事着手前の写真 <p style="text-align: right;">…ほか</p>
利用の時期	随時
問合せ先	【秋田県平鹿地域振興局建築課】 ☎ 0 1 8 2 - 3 2 - 6 2 0 7

● 運転免許証(警察)

運転免許証を亡失した場合の再交付手続きは次のとおりです。

再交付するには手数料が発生いたしますので、警察署等へお問い合わせください。

制度の名称	運転免許証の再交付
制度の内容	<p>横手警察署または秋田県警察運転免許センターで、運転免許証の再交付を受けることができます。</p> <p>なお、再交付されるまでの期間は、横手警察署はおよそ2～3週間、免許センターは1日です</p> <p>申請の際、免許不携帯での運転はできませんので、必ず公共交通機関等をご利用ください。</p>
利用できる方	運転免許証をなくした方
申請の方法	警察署または秋田県警察運転免許センターで申請してください。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証再交付申請書（それぞれの窓口にあります） ・本人確認資料（本人が確認できる健康保険証など） ・印鑑
利用の時期	受け付けは、平日の午前8時30分から午後4時までとなります。
問合せ先	<p>【横手警察署】 ☎0182-32-2250</p> <p>【秋田県警察運転免許センター】 ☎018-863-1111</p>

